

自転車の通行方法



普通自転車の歩道通行

自転車は、歩車道の区別のある道路では**車道を通行**し、**車道は左側**を通行しなければなりません。

ただし、普通自転車は、次の場合には歩道を通行することができます。

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行できる場合
- ・運転者が児童（13歳未満）、70歳以上の高齢者、身体障害者であるとき
- ・通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合



この標識のあるところでは、普通自転車は歩道を通行することができます。



歩道通行の方法

通行指定部分がない歩道は車道よりを徐行して進行する。



歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止する。



通行指定部分がある歩道は、その部分を徐行する。ただし、歩行者がいない場合は、安全な速度と方法で進行できる。



交差点での通行方法

直進または左折の方法

自転車は車両用灯器に従って通行する。



車道通行時には車両用灯器、横断歩道を通行する場合は、歩行者用灯器に従って通行する。



自転車横断帯があるときは、歩行者・自転車専用灯器に従って通行する。



右折の方法

自転車横断帯がなく、信号機のある交差点。



自転車横断帯がある交差点。



自転車横断帯も信号機もない交差点。

